

令和 8 年度 広島市立広島みらい創生高等学校 秋季入学のための選抜実施要項



〒730-0051

広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号

TEL 082-545-1671 FAX 082-545-1672

URL <http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>

土曜日、日曜日及び祝日は事務取り扱いを行いません。

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校フレキシブル課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

課程	学科	入学定員	通学区域
フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）	キャリアデザイン科 （総合学科）	39人	広島県一円
フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）	キャリアデザイン科 （総合学科）	116人	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

生徒一人一人の個性を最大限に伸長させ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな活力ある人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- 自己の生き方や進路について主体的に探究し、目標に向かって挑戦を続ける生徒
- 他者を尊重し、豊かな人間関係を築くことができる生徒
- 社会の一員であることを認識し、社会人としてのモラルやマナーを身に付けた生徒

(3) 入学者受入方針

- 本校の課程や学科の特色について理解していること。
- 本校の特色を活かして、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を有していること。
- 本校での学習を通して、自分の可能性を伸ばしたいという強い意志があること。

(4) 教育課程

【平日登校コース（定時制の課程）の教育課程の編成及び実施に関する方針】

- ① 一人一人の学習計画に合わせて学習時間帯を選択することができるよう履修指導を行い、各自のキャリアデザインに応じた授業科目を自由に選択できるよう、工業・商業・福祉の専門科目を含めた各教科・科目を編成し、実施する。
- ② 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、各科目における到達目標を明示し、授業の出席状況、課題に取り組む姿勢や取組状況、定期考査の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。

【通信教育コース（通信制の課程）の教育課程の編成及び実施に関する方針】

- ① 自学自習を基本とするため、スクーリングへの出席やレポートの提出・合格が円滑にできるよう、登校曜日を自由に選択できるように教育課程を編成し、実施する。
- ② ほぼ全ての科目を半期認定とし、単位修得を確実に積み上げることができるように実施する。
- ③ 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、スクーリングの出席状況、レポートの合格状況とその内容、試験の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。

【両コース（課程）共通】

- ① 1年次では、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、必要に応じた学び直し科目（国語・数学・英語）を選択できるよう各教科・科目を編成し、実施する。また、コミュニケーション能力を高めるため、広島大学と連携して取り組んでいるソーシャルスキルトレーニングを「産業社会と人間」の授業等で実施する。
- ② 2年次以降、進路希望等に応じて、所属するコース以外の科目を学習（「併修」）することを可能とする。

- ③ 各教科・科目で身に付けさせたい「資質・能力」と、そのための具体的手段を明確化し、個別最適な学びを充実するため、一人一台端末等のＩＣＴ機器を活用する。
- ④ 地域に開かれた学校を目指し、聴講生制度の導入や、地元地域・企業と連携した商品開発などの学習活動を充実させる。

4 出願資格

次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者
- (3) 日本国内において、外国人学校の教育により 9 年の課程を修了した外国人で満 15 歳以上の者

5 出願

(1) 方式

- ア 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。
- イ アにかかわらず、本校のコース（課程）の第 2 志望を認める。

(2) 期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から 9 月 4 日（金）正午まで
受付時間は、9 時から 16 時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

(3) 提出方法

入学願書等（出願に必要な書類）は、原則として持参により提出するものとし、出身中学校長がやむを得ず郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿 1 部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼り、中学校長名・住所を記載すること。）を同封の上、簡易書留郵便により、9 月 3 日（木）までに必着するように提出すること。また、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(4) 手続

ア 志願者

志願者は、次の①から③までの書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、①から③までの書類等及び卒業証明書を、本校校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書（様式第 12 号）

コース（課程）の第 2 志望を記入できる。なお、第 2 志望のコース（課程）がない場合は志願学科・コースの第 2 志望欄を空欄とすること。

② 入学者選抜願（様式第 13 号）及び受検票（様式第 14 号）

入学者選抜料（950 円）の納付証明書（領収印のあるもの）を入学者選抜願に貼付すること。

③ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第 17 号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

イ 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から⑥までの書類等を（２）の期間内に本校校長に提出する。ただし、令和 7 年 3 月以前の卒業者については、⑤の書類は提出しなくてよい。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、③の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 入学願書（様式第 12 号）

② 入学者選抜願（様式第 13 号）及び受検票（様式第 14 号）

入学者選抜料（950 円）の納付証明書（領収印のあるもの）が入学者選抜願に貼付されていることを確認すること。

- ③ 秋季入学のための選抜に係る志望理由書（様式第 17 号）
 - ④ 学校教育法施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（様式第 15 号）
 - ⑤ 評定（成績評点）集計表（様式第 16 号） 1 部
 - ⑥ 秋季入学のための選抜に係る志願者名簿（様式第 18 号） コース（課程）ごとに 2 部
- (5) 受検票の交付等
 入学願書等の必要書類を受理した後、受検票を交付し、志願者名簿（1 部）を返却する。
 なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1 部）は出身中学校長に郵便により送付する。

6 選抜

- (1) 自己表現
 ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
 イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。
 本校の自己表現の配点は、30 点とする。

- (2) 学校独自検査（面接）
 ア 面接は、志願者全員に対して行う。
 イ 面接は、個人面接 5 分間、100 点満点とする。
 ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。
- 高校生活への意欲
 - 本校の特色に対する理解
 - 表現力
 - 面接の態度

- (3) 実施期日、時間割等

令和 8 年 9 月 11 日（金）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9 : 00 9 : 20	集合・注意
第 1 時限	9 : 30～	自己表現及び学校独自検査（面接）

※ 集合は検査場とする。

※ 学校独自検査の面接（5 分）は自己表現が終了した後、続けて実施する。

- (4) 実施場所

本校

- (5) 携行品

受検票のほかに、自己表現で使用する物品がある場合はその物品。

- (6) 合格者の決定

- ア 調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は 2 : 3 : 5 とし、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。
 イ 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(7) 合格者の発表

ア 発表日時 令和8年9月16日（水）14時から16時まで

イ 発表場所 本校

※ 本校ホームページ (<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>) においても、14時から16時の間、合格者の受検番号を掲載する。ただし、ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示により行う。なお、電話による照会には応じない。

ウ 持参物 受検票

エ 手続

合格者は、(7) アの期間内に受検票を提示して「合格通知書」と「請書・辞退届」を受け取り、(7) アの期間内に「請書」又は「辞退届」を提出する。

なお、「合格通知書」の受け取り及び「請書」の提出のいずれかを期間内に行わない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

7 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、受検にあたって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5（2）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5（2）の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

8 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて手続を行うこと。なお、県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付する。

9 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染症予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

(3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

10 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず秋季入学のための選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。追検査の詳細は別に定める。

	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

11 入学請書提出後の日程

入学予定者は以下の日程で、手続き等を行う。保護者同伴で本校へ登校すること。

令和 8 年 9 月 25 日（金） 学校諸費の納入・履修指導・写真撮影・体操服採寸等

令和 8 年 10 月 1 日（木） 入学式・教科書購入等

※ 時程等の詳細は合格発表時に連絡する。

12 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和 8 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。